

浄化センター等維持管理業務委託の評価方法の変更について

1 評価点の変更

評価点 3 点(変更前)を 3 点と 3.5 点へ変更し、5 段階の評価とする。

変更前	変更後
4 満足し更に工夫し実施している	4 創意工夫して実施している
3 満足している(達成水準)	3.5 適切に実施している
	3 概ね実施している(達成水準)
2 一部実施であり満足していない	2 一部実施していなく改善の必要あり
1 していない	1 実施していない

2 評価項目及び評価頻度の変更

評価頻度は項目ごとに年 1 回または年 12 回で行う。(総合評価は年 1 回)

基本評価項目の評価は現在と同じ 100 点に係数 0.8 を掛けたものとする。

難易度、業務改善の調整による評価は、10 項目、各 2 点の計 20 点とする。

評価項目	変更前	変更後
基本評価項目の評価(現在と同じ)	12 回(毎月) 100 点	12 回(毎月) 100 点×0.8=80 点
難易度、業務改善の調整	—	1 回(年)、20 点
総合評価点	1 回(年)、100 点	変更前と同じ

3 総合評価判定基準の変更

評価を A, B, C の 3 段階から A, B, C, D の 4 段階へと変更

A の 75 点以上(変更前)から、B の 60 点以上(変更後)へ達成水準を変更

変更前	変更後	評価内容の説明
—	A 80 点以上 100 点以下	目標が高い水準で達成されており、技術力や創意工夫が活かされた業務運営となっている
A 75 点以上(達成水準)	B 60 点以上 80 点未満 (達成水準)	目標が達成されており、水準を満たしている
B 50 点以上 75 点未満	C 40 点以上 60 点未満	目標が一部達成されておらず、努力を要する
C 50 点未満	D 40 点未満	目標がほとんど達成されておらず、取組みを見直す必要がある